

ソフトウェア使用許諾契約書

お客様(本製品を取得または使用する個人又は法人をいい、以下「甲」といいます。)と、株式会社ユニマットリック(以下、「乙」といいます。)は、本製品(コンピュータソフトウェア、マニュアル、その他製品添付の記録媒体及び資料を含み、以下、「本件ソフトウェア」といいます。)の使用について、以下の条項に合意し、本使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。

第1条(契約の成立)

本契約は、甲が本件ソフトウェアの記録媒体の包装を開封した場合、または甲のコンピュータ(以下、「本件コンピュータ」といいます。)に本件ソフトウェアの導入設置を開始した時に成立します。

第2条(著作権等)

1.本件ソフトウェアの著作権は、乙に属します。

2.乙は、本件ソフトウェアが封入されている記録媒体、マニュアル等の印刷物並びに乙が後に提供する印刷資料について所有権を留保しています。

本契約は、本件ソフトウェアの使用を許諾するものであり、販売するものではありません。

第3条(ソフトウェアの使用許諾)

1.乙は、甲に対し、本件コンピュータ上で本件ソフトウェアを使用する非独占的権利(以下、「ライセンス」といいます。)を許諾します。

ここにライセンスとは本件ソフトウェアを単一のコンピュータに導入設置し、使用する権利を意味します。本件ソフトウェアを複数のコンピュータで使用する場合には、使用するコンピュータと同数のライセンスを必要とします。

2.甲は、本件ソフトウェアの解析、変更、改変及び派生品の作成を行ってはならないものとします。

3.甲は、本契約で明示されている場合を除き、本件ソフトウェアの全部または一部を印刷または複製してはならないものとします。

4.甲は、自己の使用を目的としたバックアップ用にのみ、予備として本件ソフトウェアの複製を一本作成することができます。

この複製されたものについても、同様に本契約が適用されます。

5.甲は本件ソフトウェアを日本国外に持ち出してはならないものとします。

第4条(無保証)

1.乙は、本件ソフトウェアを、その正確性及び機能性について十分な検査を行ったうえで甲に提供しますが、本件ソフトウェアが、甲の特定の使用目的を常に満たすことを保証するものではありません。

2.乙は、本件ソフトウェアに存する如何なる瑕疵、欠陥から生じるデータの喪失その他如何なる損失(利益の逸失を含む。)について何らの責任をも負担しません。

3.前各項は、本件ソフトウェアに関する乙の保証責任(法律上の瑕疵担保責任を含む。)のすべてを規定したものです。

第5条(権利義務の譲渡)

甲は、乙の事前の書面による同意のない限り、本件ソフトウェア、本契約、本契約から生じるライセンスを含む一切の権利義務を第三者に譲渡したり、第三者に再使用権を許諾したりまたは移転したり、あるいは担保に供してはならないものとします。

第6条(秘密保持)

1.甲は、本契約の有効期間中及び終了後においても、本件ソフトウェアに関して知得した秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。

2.甲が法人である場合、本件ソフトウェアに係る業務を担当する社内の役員及び従業員に本件ソフトウェアを使用させる際には、甲において当該担当者に対し本契約上の甲の義務と同様の義務を課すものとします。

第7条(契約の終了)

- 1.甲が、本契約の条項及び条件に違反した場合には、本契約は当然に終了するものとします。
- 2.本契約が終了した場合、甲は、本件ソフトウェア及びその全部又は一部の複製物を全て乙に返還するか又は消去・廃棄してこれを証明する文書を乙に提出するものとします。

第8条(協議事項)

本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行について疑義の生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決に協力するものとします。

第9条(合意管轄)

本契約から生じる一切の権利義務に関する紛争は、専属的に東京地方裁判所の管轄とします。

ライブラリデータ使用許諾契約書

お客様(本製品を取得または使用する個人又は法人をいい、以下「甲」といいます。)と、株式会社ユニマットリック(以下、「乙」といいます。)は、本製品(ライブラリデータ、マニュアル、その他製品添付の記録媒体及び資料を含み、以下、「本件ライブラリデータ」といいます。)の使用について、以下の条項に合意し、本使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。

第1条(契約の成立)

本契約は、甲のコンピュータ(以下、「本件コンピュータ」といいます。)に本件ライブラリデータの導入設置を開始した時に成立します。

第2条(「ライブラリデータ」について)

「ライブラリデータ」とは、乙の提供する彩〜いろどり〜製品(以下、「彩」といいます。)の記録媒体のうち、フォルダに収められている電子データおよび乙が彩用のデータとして後に提供する電子データを指します。

第3条(著作権等)

- 1.本件ライブラリデータの著作権は、乙または乙の定める著作権者に属します。
- 2.乙は、本件ライブラリデータが封入されている記録媒体、マニュアル等の印刷物並びに乙が後に提供する印刷資料について所有権を留保しています。本契約は、本件ライブラリデータの使用を許諾するものであり、販売するものではありません。

第4条(使用許諾)

- 1.乙は、甲に対し、本件コンピュータ上で本件ライブラリデータをRIKCAD/ArchiCADによる図面・画像・ウォークスルー作成のために使用する非独占的権利(以下、「ライセンス」といいます。)を許諾します。ここにライセンスとは本件ライブラリデータを複数のコンピュータで使用する場合には、使用するコンピュータと同数のライセンスを必要とします。
- 2.甲は、本件ライブラリデータの使用に関して、乙の定める著作権者による追加の許諾条件がある場合には、それにしたがうものとします。

第5条(制限事項)

1. 甲は本件ライブラリデータをRIKCAD/ArchiCADによる図面・画像・ウォークスルー作成以外の目的で使用することはできません。
2. 甲は、本件ライブラリデータ、本契約、本契約から生じるライセンスを含む一切の権利義務を第三者に譲渡したり、第三者に再利用を許諾したり
または移転したり、あるいは担保に供したりしてはならないものとします。
3. 甲は、本契約で明示されている場合を除き、本件ライブラリデータの全部または一部を印刷または複製してはならないものとします。
4. 甲は、本件ライブラリデータの解析、変更、改変及び派生品の作成を行ってはならないものとします。
5. 甲は、本件ライブラリデータを日本国外に持ち出してはならないものとします。

第6条(無保証)

1. 乙は、本件ライブラリデータを、その正確性及び機能性について十分な検査を行ったうえで甲に提供しますが、本件ライブラリデータが、甲の特定の使用目的を常に満たすことを保証するものではありません。
2. 乙は本件ライブラリデータを収めた記録媒体に製造上の物理的な瑕疵がある場合は、これを交換します。
3. 乙及び乙の定める著作権者は、本件ライブラリデータに存する如何なる瑕疵、欠陥から生じるデータの喪失その他如何なる損失(利益の逸失を含む。)について何らの責任をも負担しません。
4. 前各項は、本件ライブラリデータに関する乙の保証責任(法律上の瑕疵担保責任を含む。)のすべてを規定したものです。

第7条(秘密保持)

1. 甲は、本契約の有効期間中及び終了後においても、本件ライブラリデータに関して知得した秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。
2. 甲が法人である場合、本件ライブラリデータに係る業務を担当する社内の役員及び従業員に本件ソフトウェアを使用させる際には、甲において当該担当者に対し本契約上の甲の義務と同様の義務を課すものとします。

第8条(契約の終了)

1. 甲が、本契約の条項及び条件に違反した場合には、本契約は当然に終了するものとします。
2. 本契約が終了した場合、甲は、本件ライブラリデータ及びその全部又は一部の複製物を全て乙に返還するか又は消去・廃棄してこれを証明する文書を乙に提出するものとします。

第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行について疑義の生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決に協力するものとします。

第10条(合意管轄)

本契約から生じる一切の権利義務に関する紛争は、専属的に東京地方裁判所の管轄とします。